



クマガイソウ

水と山と織物の里

広 報

にしがつら



VOL. 210 1994, 5

発行 西桂町役場 総務課 広報担当 TEL 0555-25-2121

・ 5月号 ・

# 面 に 関 す る 現 状 報 告

当町内における事業者によるゴルフ場造成事業計画（ゴルフ場エリアは約一八〇ヘクタールで内ゴルフコース・クラブハウス・道路等は約四三・六ヘクタールとなり、エリア内の現状保存林は二二七・四ヘクタール、造成樹林は約〇・一ヘクタール、樹林地外保存地は約八・八ヘクタール。）は、過去一〇年余りにわたり論議されてきました。紆余曲折を経た後、今回事業者から申し出のあったゴルフ場造成事業計画については、地元下暮地区区に對して、四回の説明会を開催し、二回目の説明会で、下暮地区の安全を考慮すると一度に大規模多数の砂防えん堤や大規模河川改修ができ、防災面も向上するとの意見に加え、町の収入面・雇用面等から推進したいという意見が出されました。

一方の意見として、地元地区は昭和四十一年の台風二十六号で下暮地の一石川等から出た土石流により、多くの人家が床上浸水による大被害を受け、その後も幾度か護岸上限に達する出水等に脅かされ、自然災害に対する深い恐怖心から、そのような危険な箇所にゴルフ場を造成した場合、かえって二次災害を誘発する原因になるので、自然のままにした方が安全であるとの意見がありました。

それらの経過の結果、事業者以外の信頼のおける学識経験者によって、主として自然災害に対する影響調査をという要望から、町では専門家である山梨大学の四名の教授に調査を依頼し、「西桂町の山地開発に関する学術的調査報告書」を平成六年二月九日に受けております。その答申によると、下暮地水の木川及

び水の木地区一石川は現在のままでも非常に危険な場所であり、またゴルフ場造成の場合は相当な防災施設が必要と指摘されております。

これら下暮地の地区説明会と平行して町は町長の諮問機関として「西桂町ゴルフ場造成計画審議会」を発足し、町議員・下暮地区の区長及び関係者等で構成する十八名の委員により、十二回に及ぶ会議を重ねてきました。



下 暮 地 地 区 説 明 会

量を拡大し、護岸及び川底の全面改修を行う。(2)国道一三九号線から幅員七メートル以上の道路を造り、ゴルフ場への進入路とし既存の道路は使用しないこと。完成後は一般町道に編入させて下暮地の発展に寄与する。(3)ゴルフ場造成中に起こり得る上砂流出等諸々の損害を補償するため災害保険に加入するかあるいは

必要金額の預託を行うこと。(4)その他地元コンセンサスを得るために必要とされる条件を整える。」の内容が煮詰まりました。これを受け平成六年三月一日に企業者側から町長へ、これらの条件を関係官庁・町当局・地元地区民と協議の上、誠実に履行する事を約束する確約書が提出されました。

このような状況下で論議がなされ、平成六年三月に開催された三回目・四回目の地元下暮地の地区説明会では、既に企業者から町へ提出されている確約書を考慮した上で、若干の自然破壊及び環境保全に對する懸念はあるが、ゴルフ場造成を機会に一度に大規模多数の砂防えん堤や大規模河川改修が行われることが望ましいとの観点から、条件付賛成の大勢となりました。

一方、柿園・本町・上町の三地区については、意見集約すると、若干名の意見として環境・水質等を心配する意見や、防災面で多額の経費がかかるため、企業者の事業実現能力、資金面等を疑問視する意見、また余りにも人家に近いので危険ではないかとの意見がでしたが、防災工事により下暮地区住民の安全が保証される事が最も重要であると考え、町財源の確保あるいは町の活性化等になるため、地元下暮地区が良ければ賛成とする意見が大多数でした。

倉見地区の地区説明会については、平成六年三月八日に開催され、三十二名中二十八名の方々が自然環境の保全を訴え絶対反対との見解を示しています。しかし、一部の意見として地元下暮地の災害に對する窮状も理解すべきであり、軽率

に賛否を唱えるべきではないとの意見も出されました。

反対者の意見をまとめると、地元下暮地区は地権者が多いため売りたいから賛成をしているのであるが、防災工事にしても民間に頼るべきでないとし、世界の大気汚染等の防止や自然環境を保全する動きの中で環境を破壊してまでゴルフ場を造成すべきではない、近隣には幾つものゴルフ場があるのでいまさらゴルフ場を造成するのはおかしいし、いろいろなもののでありました。

また、今日の不況下で経営が成り立つのか疑問が残る、他の開発を進めるべきである。自然の宝庫であり、うまい水のイメージもあり、自然の残る三ツ峠を今のままの状態ですべて保全していき、子孫に継承していく事が我々の使命であるとの見解もありました。

しかし、町では県及び国に對し、危険地域における防災工事の陳情も過去何度も行っている状況を説明し、この際民間資本を積極的に導入し一度に大規模な河川改修及び大規模多数の砂防えん堤の設置を実施することにより、下暮地区住民の切なる要望に答えるのも一方法であるとの見解を述べ理解を求めました。自然環境の保全等についても、協議書の段階で地元住民と企業者と町が再度協議を行い、それらを網羅した協定書により守ることができるとの見解も示しました。

町長の諮問機関である「西桂町ゴルフ場造成事業審議会」において過去十二回に及ぶ審議の結果、その答申として、全会一致で条件付き賛成との見解でした。その条件としては「(1)住民の要望を満た

# ゴルフ場造成事業計

す完全なる防災工事の実施。(2)自然環境の保全。(3)企業者から提出された確約書に示された事項の履行。」が示されています。加えて、答申の際の地元委員によると、倉見地区の自然環境保全を理由とする反対意見の内、三ッ峠の貴重な動植物は主に山頂付近に生息存在しており、蜜の生息している場所についてもゴルフ場コースとは別の沢に生息している。また開発の進められる地域は過去植林が進んだ人工林が主であり、動植物への影響はほとんど問題ないと思うとのことでした。

これらの状況から下喜地区住民の切なる要望を満たす完全なる防災工事の実施が最も重要であるとの見解により、最終的には全会一致で条件つき賛成との答申が出されました。

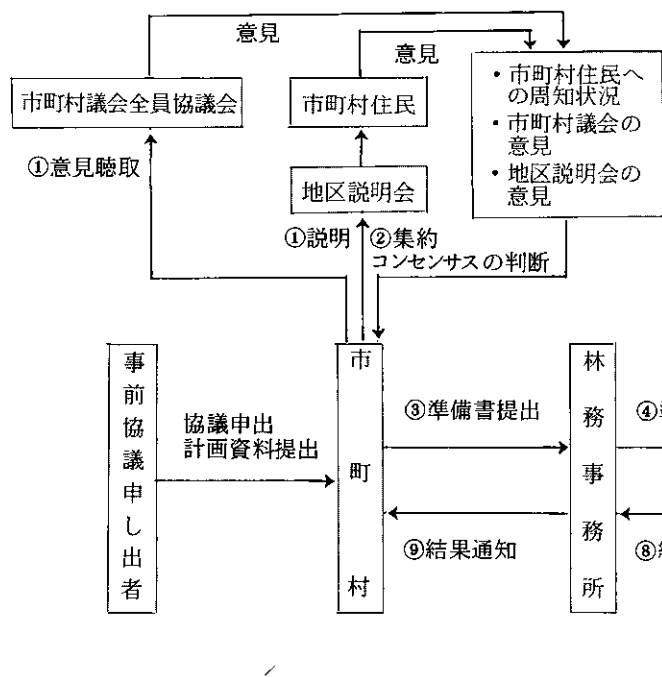
それらの結果を受け町議会も全員協議会により審議され、今後共住民に対し環境アセスメントの説明や審議会での状況をよく説明し更に理解を求めていく事として、同審議会と同様「全会一致で条件つき賛成」との結論を得ています。

これらの状況から、一部の反対はあるが、大勢は地域住民のコンセンサスが得られたものと判断し、平成六年四月八日に大月林務事務所へ推進する方針でゴルフ場造成事業に関する事前協議準備書を提出しました。

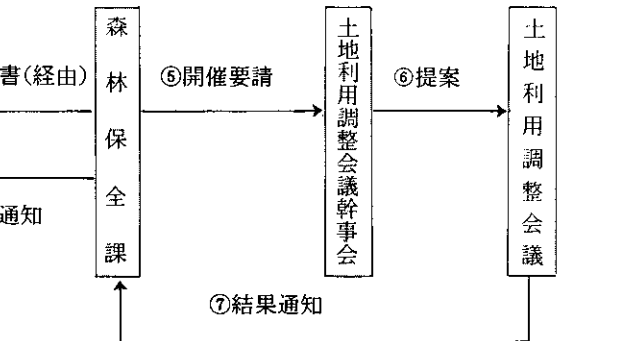
今後、事前協議の段階へ進む場合は、企業者が地元へ具体的計画について説明会を開き、また地元・企業者・町の三者で協議を重ね地元条件の履行・具体的な防災施設・自然の保全・農薬問題等について協定を締結することになります。

今後とも、地域住民のみならず、意向を踏まえ、県等の指導により、また審議会・町議会等の協議の中で自然災害に対する安全度の向上・自然環境の保全・町の活性化のため、適切な処理に努めてまいります。

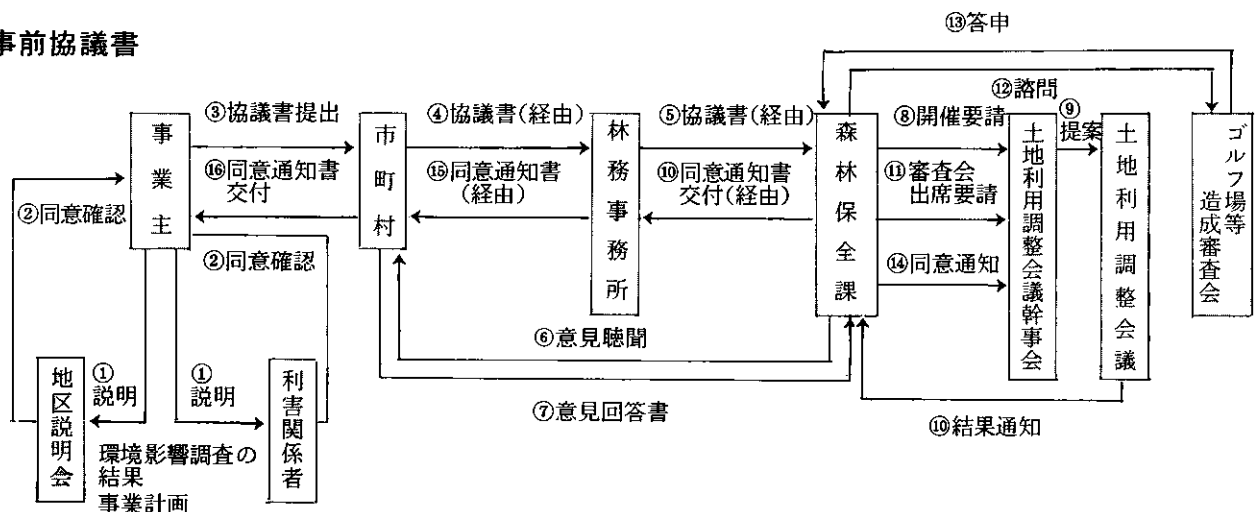
## 1. 事前協議準備書（ゴルフ場造成事業に適用）



ゴルフ場造成事業等に  
関する事前協議手続き



## 2. 事前協議書



## 特定計量器(はかり)定期検査のお知らせ

山梨県計量検定所  
西 桂 町

計量法の規定により、『はかり』の定期検査を行いますので、所定の日時に検査を受けて下さい。検査を受けない『はかり』を、取引や証明(商取引など)に使用すると50万円以下の罰金に処せられることがあります。

### ○ 注意すること

- 1 取引や証明に使用している『はかり』は、すべて検査を受けなければなりません。
- 2 検査手数料は、「特定計量器検査手数料及び特定計量器一覧」(左ページ)を参照して下さい。
- 3 はかりは汚れを良く落とし、運搬するときはストッパーをして(ついていないときは『はかり』の台と皿の間に新聞紙等を入れて指針がゆれないようにする)持って来て下さい。
- 4 印鑑は必ず持参して下さい。
- 5 電子はかり(光電式はかり、電子式はかり)の検査は、この検査とは別に各商店を計量士が巡回して行います。会場に持ち込んでも検査できませんのでご注意下さい。
- 6 1 t以上の大型はかりは所在場所(設置の場所)にて受検するよう手続きをして下さい。
- 7 外交販売員による店頭での修理は、法律で禁止されています。

### ○ 合格証票の交付

合格した『はかり』には定期検査済証印の外、合格マーク(ステッカー)を貼ります。

定期検査済証印

(合格印)



(参考例)

合格マーク

(ステッカー)



### ○ お問い合わせ

検査に関しご不明の点は、西桂町商工担当係、または県計量検定所(Tel0552-37-6241~2)までお問い合わせ下さい。

### ○ 検査月日と会場

平成6年5月31日(火)

検査時間 午前10:30~午後2:30

会場 西桂町YLO会館

## 農業委員会だより

**農地の売買、農業以外の使用をする時は許可が必要です。**

農地は個人の所有物であるとともに国民の食料を保障する農業生産の基盤となるため、法律により農業委員会(県知事)にその利用関係の調整が委ねられています。

**こんな時は許可が必要です。**

### 1. 耕作を目的とした農地の売買

農地法では農地は耕作者自らが所有することを適当とし、農業生産力の増進を求めていますので許可には条件があります。主なものとしては

- ① 許可予定地を含めて30アールの耕作を行うこと。
- ② 他の農業者が法の許可を受けて耕作している農地でないこと。
- ③ 譲受人が農業経営を行える者であること。

### 2. 耕作を目的とした農地の貸借

許可条件は農地法及び農業経営基盤強化促進法等により定められていますが、近年の農業者不足から、法律が緩和され耕作意欲のある方なら、非農家であっても許可となります。

### 3. 農地を農地以外に使用する時

住宅地、駐車場等に使用目的を変更する(転用という)時は県知事許可が必要です。ただし次の様な条件があります。

- ① 農振法による農用地区域に入っていないこと。
- ② 隣接耕作者の同意を得ること
- ③ 他の農業者が小作に入っている場合、その者の同意を得ること。
- ④ 転用しようとする理由が緊急かつやむをえないもので、実現可能なもの。

### 4. 売買もしくは貸借と転用を同時に行う場合

転用の条件と同様ですが、この場合、譲受人(借人)が条件を満たさなければなりません。

### 5. 一般的に転用、貸借を行う場合

農地の改良、一時的な転用、短期間の貸借等は許可が不必要に思われますが、そうではありません。必ず許可申請を行って下さい。

いずれにしても個人の権利の一部を制限しているのですが、大切な農業の保護と育成を目的としていることをご理解の上、ご協力をお願いします。

申請の受付は農地の貸借は随時、その他は毎月15日締め切りです。

ご不明な点は各地区の農業委員もしくは事務局に問い合わせして下さい。

申請書類の作成については行政書士に相談すると便利です。

軽に相談して下さい。  
 自宅 ☎ (25) 2555



五月一口付で総務庁から行政相談委員として、上町の小山明徳さんが委託されました。  
 行政相談委員はあなたの身近な相談相手です。行政について苦情や要望・意見などがありましたら遠慮なくお尋ね下さい。  
 相談は毎月第三火曜日に役場で行っております。なお、自宅では常時相談に応じていますのでお気軽に相談して下さい。

### 行政相談委員発令

### 特定計量器定期検査手数料及び特定計量器一覧

種類・ひょう量又は感量の比	手数料 (円)	① 指示はかり (直線目盛りのみのもの)	② 指示はかり (直線目盛り以外の目盛があるもの)
① 直線目盛りのみのもの	250		
② 直線目盛り以外の目盛があるもの			
100kg以下のもの	500		
250kg "	850		
500kg "	1,500		
③ 手動指示併用はかり	500		
④ 棒はかり	250		④ 棒はかり
⑤ 手動天びん			⑩ 定量おもり
10,000分の1以上のもの	500		
10,000分の1未満のもの	1,000	⑤ 手動天びん	
⑥ 等比皿手動はかり	500		⑥ 等比皿手動はかり
⑦ 不等比皿手動はかり	500		
⑧ 台手動はかり			⑧ 台手動はかり
100kg以下のもの	500		
250kg "	850		
500kg "	1,500		
⑨ 分 銅 (1個につき)	10		
⑩ 定量おもり ( " )	10		
⑪ 定量増おもり ( " )	10		
⑨ 分 銅			
⑫ 定量増おもり			

(注) ひょう量とは、そのはかりではかることのできる最大の量です。

平成5年11月1日より手数料改定

### 第23回

### 町民球技大会

平成6年度第23回町民球技大会を、下記の通り開催いたしますので、奮って参加して下さい。

記

- I、期日 平成6年5月29日(日)  
 ソフトボール 午前8時30分より  
 ソフトバレーボール 午前9時より

II、種目

- 1、ソフトボールの部  
 40歳以上(昭和29年4月1日以前出生)の方  
 2、ソフトバレーボールの部(家庭婦人)

4人制によるリーグ戦方法

III、場所 西桂町民グラウンド

(ソフトボールの部)

西桂中学校体育館

(ソフトバレーボールの部)

※ 雨天の時は、ソフトボールのみ(6月5日)に順延いたします。

### おかし作り

対象 小学校5, 6年生

募集人員 先着20名

場所 YLO会館調理室

時間 午後1時30分～

持ち物 エプロン、三角きん

\*申込みのしめ切りは6月3日(金)午後5時までです。児童館に直接申込みに来て下さい。

さぁ何を作るのかなぁ～。楽しみ、楽しみ

### 映画会とゲーム

時間 午後1時30分

場所 児童館 2階

どんなアニメかなぁ～

### 工作

時間 午後3時～

場所 児童館図書室

持ち物 トイレットペーパーのしん1本

## じどうかんたより

西桂町児童館

### 6がつのぎょうじ

11日(土) おかし作り

25日(土) 映画会と

ゲーム

29日(水) 工作

(パクパク人形)

### おしらせ

### サマーキャンプ in 高遠

参加者募集

日時 7月22日(金)～23日(土) 1泊2日

場所 長野県上伊那郡高遠町 国立信州自然の家

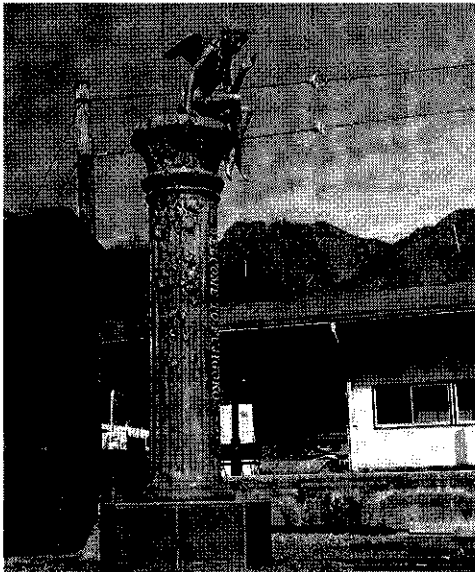
対象 小学校4, 5, 6年生

募集人員 男25名 女25名 計50名

しめ切り 6月24日(金) 午後5時まで

YLO会館内児童館に申込書を用意してありますので、希望の方はYLO会館に用紙を取りに来て下さい。応募者多数の場合は抽選となります。詳しいことは児童館に問い合わせして下さい。

TEL 25-2941 担当 児童厚生員 志村由美

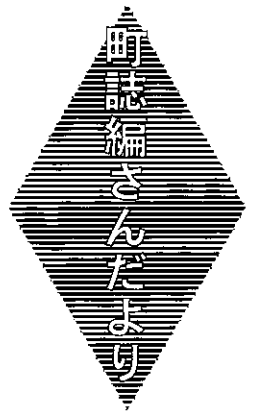


ご存知ですか？  
駅前にある  
「謎の塔」を

平成六年四月、富士急行線「三ツ峠駅」に突如と現れた塔は、高さ五メートルに及ぶ円柱状の立体をなし、頭の先には神秘的な容貌をなす妖精が当町の全貌を伺っている。

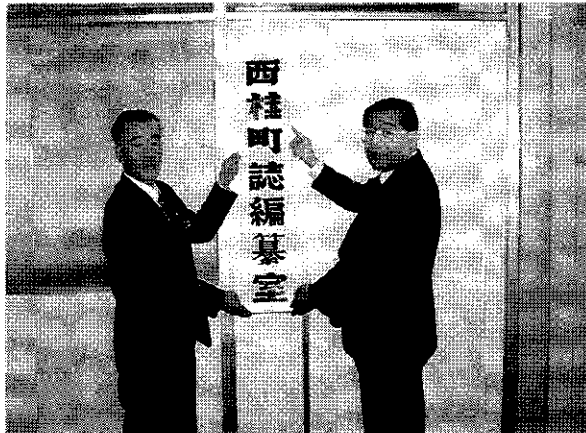
この神秘なるものは、一体何なのか。その全貌を明らかにしたところ、富士五湖広域行政事務組合が、平成五年度事業として、富士五湖の統一サイン計画を実施。広域管内（一市二町六村）には、総合案内板ならびにモニュメント一基づつを設置。

町では、当町の顔とも言える駅前に、新たな名物が出現したことを喜び、今後は町民のシンボリックな存在となっていくことを希望。



町誌編さん室がY.L.O会館二階にできました。

さる四月十一日町誌編さん室の表示を町長さん、教育長さんのお二人にかけていただきました。町民のみなさまもお気軽におより下さい。



写真集の調査もみなさま方のご協力により八〇〇点以上になりました。まだまだ多くの写真を集めてより良い町の歴史を知るための写真集を作成して行きたいとスタッフ一同がんばっていきます。ご協力をよろしくお願いいたします。

ボランティア桜まつり

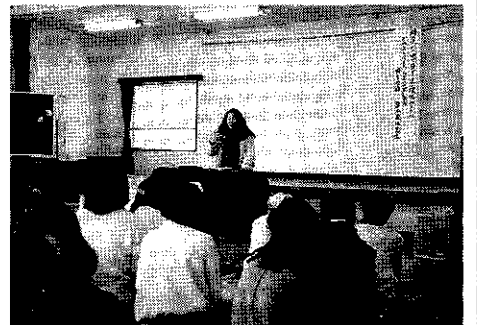
4月23日、桜の花の見頃は過ぎてしまいましたが、大正琴の「さくらさくら」出迎えて、第7回、ボランティア桜まつりが、盛大に開催されました。

今年は、一人暮らし老人・町身障福社会々員の方々を招待してのおまつりでしたが、来年には、幅広い参加者を募って、より大きなものにしていきたいと考えております。



おかあさんと一緒の会

去る5月7日(土) 保育所では母の日にちなみ、「お母さんと一緒の会」を実施しました。富士北麓の野生学園、子供の森実践教室で活躍されております宮下友江先生をお招きしました。題して「時の流れの中で子供達どのように考えたらよいでしょう」とお母さん方は自分の幼少の頃を思い出しながら、子供は3才までが大切であること、子供を見守り、待つ親心の大切さ、家庭における会話の大切さなど、身近かな事を幅広くお話していただきました。その後園児より、似顔絵のプレゼント会、お忙しい中でしたが100人余りのお母様方が参加して下さいました。



能力開発講座

●商業簿記の基礎

日程 6月6・7・9・10・13・14・16・17日(8日間)

時間 午後6時～午後8時50分

定員 15人 受講料2,000円

●シーケンス制御の基礎

日程 6月13・14・16・17・20・21日(6日間)

時間 午後6時～午後8時50分

定員 20人 受講料2,000円

●コストダウンのためのIE手法

日程 6月24・27・28・30日

7月1日(5日間)

時間 午後6時～午後8時50分

定員 20人 受講料2,000円

受付時間 各講座とも開講日の7日前まで、但し、定員になれば締切ります。

訓練生募集

●一般事務・ワープロ科

定員 20人 一般事務の基礎知識、ワープロ操作法(検定3級程度)、訓練期間中に当センターで、ワープロ検定試験(職業能力開発協会主催)が受けられます。

訓練期間 7月1日～28日 1ヵ月間  
※対象者 現在就業していない人で、訓練終了後、一般事務などの仕事に就こうとする人など

●家屋営繕科

定員 10人 建築用電動工具、大工道具等の使用法と、建築における基礎的な造作材の加工や取付け、建築施工作业、修繕、営繕作業、その他

訓練期間 6月7日～11月24日 6ヵ月  
※対象者 離職者や転職希望者で訓練終了後建築関係の仕事に就こうとする人

了後建築関係の仕事に就こうとする人

お問い合わせ

各公共職業安定所又は都留能力開発センターまで

0554-4318911

仕事を求めている女性のための

パソコン講習会

\*内容 パソコンの基礎操作

\*日程 5月31日(火)～7月5日(火)までの21日間(毎週火・金曜日)

\*講習時間 午前9時～午後3時30分

\*受講料 無料(但し、教材費は受講者負担)

\*定員 20人

\*講習場所 県立勤労福祉センター

\*受付開始 講習開始日の1ヵ月前から(但し、定員になり次第締切ります)

お問い合わせ

県立婦人労働開発センター分室

電話(24)0754

男女共生セミナー学習講座

『山梨女性いきいきプラン』

①プランについて

日時 6月2日(水)午後1時30分～3時

講師 山梨県立女子短期大学教授

松本佐代子先生

②先進市町村の策定経過について

日時 6月8日(水)午後1時30分～3時

講師 塩山市役所「いきいきプラン」担当

小川 春子先生

③プラン策定のための演習

日時 6月17日(金)午後1時30分～3時

講師 山梨大学教授 内藤 道子先生

場所 富士女性センター 大研修室  
対象 県民一般 100名  
当日は託児を受けます。前もって電話でお申込み下さい。

福祉健康セミナー

豊かで幸せな「若い」のために

暮らしに役立つ

介護教室

①誰でもできる在宅介護No.1

日時 6月22日(水)午後1時30分～3時

講師 山梨赤十字病院

院長 斉藤恵夫先生

看護婦長 渡辺明美先生

②誰でもできる在宅介護No.2

日時 6月29日(水)午後1時30分～3時

講師 山梨赤十字病院

院長 斉藤恵夫先生

看護婦長 渡辺明美先生

③福祉の制度を知ろう・使おう

日時 7月6日(水)午後1時30分～3時

講師 県長寿社会課

副主幹 土屋 裕氏

場所①～③ 富士女性センター 大研修室

参加人数 100名

④福祉施設の見学

日時 7月13日(水)午前9時～午後3時

講師 富士吉田社会福祉協議会

社会福祉法人 永寿会 鷹野 千秋氏

場所 バスで福祉施設を2ヵ所見学します。

参加人数 30名

④の講座は、バスの都合で定員を30名にさせていただきます。また、昼食はセンターで用意いたします。

①～③までは託児を受けます。前もって電話でお申込み下さい。

●申込先 ☎0554-4511666  
主催 山梨県立富士女性センター

山梨県警察官募集

県警察本部では、ただいま警察官を募集しています。試験日程、受験資格等は、次のとおりです。

【試験名】

\*警察官A

(大学卒業・卒業見込みの方)

\*警察官B

(A試験資格者以外の方)

【試験日・場所】

\*警察官A

平成6年7月10日(日)

山梨学院大学

\*警察官B

平成6年9月18日(日)

山梨学院大学

【受験資格】

\*警察官A

昭和42年4月2日から昭和48年4月1日までに生まれた方

\*警察官B

昭和42年4月2日から昭和52年4月1日までに生まれた方

【申込受付期間】

\*警察官A

5月23日から6月22日までの間

\*警察官B

7月25日から8月24日までの間

試験に関する問合せ・申込用紙請求先

警察本部警務課

電話(0552)3512122

人事委員会事務局

電話(0552)3511111

県下各警察署・派出所・駐在所

## 児童手当制度と 現況届

児童手当は、三才未満の児童を養育している人に支給されます。

手当の額は、第一子・第二子は月額五千円、第三子からは月額一万円です。

児童手当の支給は、認定請求をした日の属する月の翌月から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。

現在、児童手当を受けている方は、毎年六月中に「児童手当現況届」を市町村に提出していただくことになっております。

この届は、毎年六月一日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける用件があるかどうかを確認するためのものです。もし、この届を提出しないと、引き続き受給資格があっても、六月以降の手当の支給が差し止められますので、ご注意ください。詳しいことは、役場住民課厚生係へお問合せください。

## 国民年金基金に 加入しましょう

国民年金は、厚生年金や共済組合に加入していない国民年金第一号被保険者が受ける老齢年金に独自の年金を上乗せし、手厚い給付を行う制度です。

▽加入者  
農業・商業・自営業などの国民年金第一号被保険者

ただし、農業年金の加入者や、国民年金保険料を滞納していたり、免除を受けている人は加入できません。

### ▽掛金額

選択した年金の型・口数・加入時の年齢により異なりますが、最大限一人月額六万八千円まで納めることができます。

なお、この掛金は、全額社会保険料控除の対象となります。

### ▽年金

原則として、老齢基礎年金が受けられるようになった時に上乗せする型で支給されます。

また、年金額や給付の型は、加入する人が選択するしくみになっており、加入口数によって年金額が決まります。

加入員が死亡した場合には、加入する型等により一時金が支給されます。

サラリーマンなみの老後保障は国民年金基金で！

## 『成人病検診』 申し込み受け付け中

今年も受けよう  
今年も受けよう

西桂町では、年二回成人病検診を実施しています。四十歳を過ぎたら年一回は検診を受けましょう。

成人病検診の内容は、循環器検診、胃ガン検診、肺ガン検診、大腸ガン検診です。

日程 6月29日(水)・30日(木)

申込方法 6月22日までに直接役場保健衛生まで申し込んで下さい。

紙は、6月上旬各

	成人病検診	大腸ガン検診	肺ガン検診	胃ガン検診	全部受けた場合
検診にかかる費用	8,900円	1,462円	3,115円	3,910円	17,387円
個人負担	900円		500円	500円	1,900円

費用 世帯に郵送いたします。今年度より検診にかかる個人負担が値下げされますが、全員からの徴収になります。なお、七十歳以上の方は従来どおり無料です。

## 鶏肉のグラタンライス(ドリア)

材 料 (4人分)

- ごはん (タイ国産長粒種100%) 茶碗 4杯分 (600g)
- 鶏むね肉 120g
- 玉ねぎ ½個/バター 大さじ2/粉チーズ 大さじ2
- パセリのみじん切り 少々/バター 大さじ4
- 小麦粉 大さじ4/牛乳 3カップ/塩・こしょう 少々

- 作り方
- 鶏むね肉は1口大のそぎ切りにして、塩、こしょうをする。玉ねぎは2cm角に切る。フライパンを熱し、バターを溶かし、玉ねぎをいため、さらに鶏肉もいためる。
  - 別鍋にバターを溶かし、小麦粉を加え焦がさないよう

に中火でいため、牛乳を徐々に加えてのばし、少し煮つめる。そして、①のたまねぎ、鶏肉を加え、塩、こしょうで味を調える。

- グラタン皿にバター(分量外)をぬり、ごはんを入れて、②のソースをかけ、粉チーズをふってから、220℃のオーブンで表面に焼き色がつくまで約10分焼く。最後に、パセリのみじん切りをふる。

### 鶏肉のグラタンライスをおいしく作るには

ソースの味をうまくごはんになじみやすくすることです。

### タイ国産米を使った調理上の特長

- タイ国産米は、粘りが少ないので、バターを加えて炊くだけで、手軽にバターライスができます。
- ソースは、牛乳を多めにして普通より柔らかく仕上げただけで、タイ国産米の浸透力によりごはんとなじむようになります。



タイ国産米を使った料理



# たばこについて



本町 渡辺 誠

「百害あって一利なし」

この言葉は、まさにたばこのためにあるようなものだと思う。たばこを吸って得をすることというのはあるのだろうか。「飯の後の一服は最高だ」とたばこを吸う人はよく言うけれど、体に害を及ぼしていることを知っているのだろうか。「落ち着かない時に一服」なんて事もよく聞くけれど、決してたばこは落ち着くための薬ではない。落ち着くための方法ならば他にも沢山あるはずだ。たばこの害は知らない内に着々と肺を汚染していくのだ。

それからたばこは、自分だけではなく他の人達にも迷惑をかけてしまう場合もある。隣で煙を吸ってしまう人にも、本人に近い害を与えてしまうという事は、たばこを吸わない隣の人にとってはかなりの迷惑になる。更に妊婦には流産の恐れまで出てきてしまう。だから「害を受けるのは自分の体だけだからいいや」という考えを持っているならば、早くその間違いに気付いてほしいと思う。

そしてたばこの煙。たばこを吸わない人にとって、たばこの煙や臭いというのは、とても不愉快である。その上、部屋の壁や服に染み込みやすく落ちにくいので始末が悪い。

こういった点を考えてみると、たばこ

を吸わない被害者の立場である人間にしてみれば、得をすることなど何一つないと思う。害、害、害ばかりのような気がする。吸うなどは言えないけれど、今よりも少しでも量を減らしてもっと自分の体を大切にしたいと思う。肺がボロボロになってからでは遅いのである。それから特に最近では女性の喫煙者が増えている気がする。女性というのは子供を産む体なので、そういうことをもっと真剣に考えてもらいたい。

「百害あって一利なし」

この言葉をいつも心の片隅に置いていてもらえれば幸いである。

## 妊婦学級のお知らせ

妊婦学級は、妊婦のみなさまに、妊娠中のこと、お産のこと、育児のことを実習をまじえて行います。また、妊婦さんがたが母親になること等を話合う機会ともなりますので、是非ご参加下さい。

場所 西桂町役場2階  
時間 午後1時30分～4時

日 程	内 容
6月2日	妊娠中気になる事の話し合い 栄養（調理実習）
6月9日	上手に赤ちゃんを産むためのトレーニング
6月16日	赤ちゃんの保育・沐浴の実習
6月23日	産後の過ごし方・予防接種について



ウォーキング心と体  
リフレッシュ事業について  
希望者に万歩計を補助します。（自己負担 一人一、〇〇〇円）六月中に役場保健衛生まで申し込んで下さい。

## 気功教室

場所 YLO会館  
日程 6月1・8・15・22・29日  
時間 午後5時～6時  
運動のできる支度で参加して下さい。

# 6月日程表

期日	行 事	場 所	時 間	対 象 者
2	健 康 相 談	Y L O 会 館	午前中	
7	虫 歯 予 防 教 室	保 育 所	PM1:30～	
8	機 能 訓 練	Y L O 会 館	AM9:30～	
14	日 本 脳 炎 役	場	受付PM1:00～1:30	S63.4～H3.3
16	健 康 相 談	Y L O 会 館	午前中	
21	日 本 脳 炎 役	場	受付PM1:00～1:30	S63.4～H3.3
22	再 ツ 反 役	場	受付PM1:00～1:30	H5.4～9
22	1歳6ヵ月児検診	場	PM1:30～	H4.9～11
23	機 能 訓 練	Y L O 会 館	AM9:30～	
24	ツ反判定・BCG	場	受付PM1:00～1:30	H5.4～9
27	3 種 混 合 役	場	受付PM1:00～1:30	H3.9～4.3
27	乳 児 健 診 役	場	PM1:30～	H5.8・11 H6.2
28	日 本 脳 炎 役	場	受付PM1:00～1:30	S63.4～H3.3
29	成 人 病 検 診 役	場	AM8:30～10:00	
30	成 人 病 検 診 役	場	AM8:30～10:00	

※ おめでた・おくやみ

おめでた (誕生)

倉見 父  
 小川すみれ 正直 二女  
 佐藤 友香 利夫 三女  
 高橋あかね 憲 長女  
 滝口友加里 三雄 長女  
 柿園  
 高尾菜理乃 彰孝 二女  
 上町  
 迎 勇太 勇三 長男

おしあわせに (結婚)

小 澤 正 仁 上 町  
 保 坂 ゆ り 甲 府 市  
 山 下 征 隆 下 基 地  
 石 森 綾 子 東 京 都

おくやみ (死亡)

届出人  
 川村 作蔵 公男 倉 見  
 松川 義男 正文 倉 見  
 郷田しづ子 盛直 下基地  
 相澤ヒサ子 好二 下基地

あとかき

青葉かおるころとなり、緑がまぶしさを増してくる、さわやかな季節となりました。

広報の担当になってから、他人の書いた文章の誤字、ワープロの誤変換などは、読むと、何となくわかるようになりました。しかし自分が書いた文章になると、チェックが甘くなるというのか、見過ごしてしまうことがあります。疑問を感じたら、すぐ辞書を引いて確かめていこうと思います。

みなさまのご意見、ご感想をお寄せください。

人口世帯

平成6年5月1日現在

男 2,361人  
 女 2,480人  
 合計 4,841人  
 世帯 1,328世帯

おいらが大輝



加藤 諒くん 3歳

朗・真弓さん二男



小河原 優ちゃん 2歳

祐一・乃武さん二女

都留に旅券出張窓口を開設します。

富士北麓・東部地域における旅券発給申請者の利便を図るため、旅券窓口を開設します。

- 1 開設場所 南都留合同庁舎内(都留市田原三丁目3-3)
- 2 開設時期 平成6年6月1日
- 3 開設日 週2日(火・木曜日)ただし、祝日および12月28日から翌年1月4日までを除きます。
- 4 受付時間 午前10時30分から12時まで  
午後1時から3時まで
- 5 取扱業務 一般旅券発給申請書の受け付け及び一般旅券の交付(緊急発給、再発給、訂正及び刑罰該当者等の申請受け付けは除きます。)
- 6 交付場所 出張窓口で交付する旅券は、平成6年6月1日以降出張窓口で申請受け付けしたものです。  
ただし、交付予定日から1ヵ月経過した旅券は、山梨県国際交流センター内旅券発給窓口(甲府市飯田二丁目2-3)で交付します。
- 7 交付予定日 申請交付日が火曜日の場合は翌週の木曜日  
申請受付日が木曜日の場合は翌翌週の火曜日  
ただし、その日が祝日の場合は、次回の開設日です。
- 8 代理申請 窓口の混雑を避けるため、代理申請が5件以上の場合は事前に予約をして下さい。

・お問い合わせは

甲府市飯田二丁目2-3  
 山梨県総務部国際旅券担当  
 電話番号 0552-22-2040

平成6年分所得税の特別減税の説明会

大月税務署

「平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法」が施行され「特別減税」が実施されることとなりました。

下記の日程により実施方法等の説明会を開催いたしますので、ご出席くださるようお願いいたします。

5月31日 (火)	10:00~12:00	富士吉田市、西桂町(法人以外)	富士吉市民会館
	13:30~15:30	富士吉田市、西桂町(法人)	富士吉田市緑ヶ丘2-5-23

毎月1日は掃除の日です。

早朝家のまわりを掃除しましょう。

納税

5月 固定資産税 1期

6月 町県民税 1期